

2013・4・22 開会

## 第2回 町議会臨時会

平成25年第2回町議会臨時会が、4月22日に開かれ、議案3件、承認3件について審議しました。

予算に歳入歳出それぞれ一億三千三十万円が追加され、予算総額四十六億七千七百七十四万六千円となりました。

年度末に特別交付税、地方譲与税等が最終決定になったことにより、専決処分したものです。

### ◆町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

元職員が、二団体からの金銭横領と、住宅手当を受給しながら家賃を滞納していたことに対し、地方公務員法に照らし、三月二十一日付けで懲戒処分として免職といたしました。

このような不祥事が発生したことに對し、行政を管理監督する立場としての責任を重く受け止め、町長、副町長の給料の一部を減額するため条例改正をしたものです。

### ◆一般会計補正予算

(第二号)

平成二十五年度の一般会計予算に歳入歳出それぞれ一千四百四十九万三千円が追加され、予算総額三十八億七千八百四十九万三千円となりました。

補正のおもなものは、歳入が道支出金・財政調整基金繰

入金などの追加、歳出は、町有林等環境整備事業委託金などの追加です。

### ◆公有水面埋立について

公有水面埋立免許の出願に係る意見について意義のない旨を北海道知事に答申するため、公有水面埋立法の既定により議会の議決を求めたものです。

2013・5・16 開会

## 第3回 町議会臨時会

平成25年第3回町議会臨時会が、5月16日に開かれ、議案4件、承認2件、報告2件について審議しました。

の規定により、町が訴えの提起をしたこととなったため、地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき、専決処分したものです。

### ◆訴えの提起（和解を含む）について

(専決処分)

水道・ガス使用料の滞納など二件について、相手方に支払い督促の申し立てを行ったが、相手方から分割払いにて対処する旨の申し立てがあったため、民事訴訟法の規定により、町が訴えの提起をしたこととなったため、地方自治法第百八十条第一項の規定に基づき、専決処分したものです。

### ◆平成二十五年度一般会計補正予算（第二号）

(専決処分)

平成二十五年度の一般会計予算に歳入歳出それぞれ二十五万円が追加され、予算総額三十八億七千八百七十四万三千円となりました。

補正のおもなものは、歳入が財政調整基金繰入金金の追加、歳出は、訴えの提起に伴う弁護士費用の追加です。

◆住居表示の変更に伴う関係条例の整理に関する条例  
戸籍事務の電算化により、

戸籍が改製されることから、本籍地番の表示が変更され、住所表示についても本籍の地番表示および土地登記簿の地番表示と統一を図る必要があることから、関係する条例が整理されました。

### ◆町手数料条例の一部を改正する条例

戸籍事務の電算化に伴い、磁気ディスクによる戸籍証明が発行されるため、それに合わせて条例が整理されました。

### ◆町福祉会館条例を廃止する条例

長万部町福祉会館を社会福祉法人長万部長愛会に無償譲渡することから、この条例が廃止されました。

### ◆財産の無償譲渡について

社会福祉法人長万部長愛会が、デイサービスセンターを中核とした高齢者生活福祉センターとして使用するため、当該施設を無償譲渡することが承認されました。

